



北薩広域行政事務組合公告第2号

条件付一般競争入札（事前審査型）を行うので、北薩広域行政事務組合財務規則（昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号）第2条の規定により準用する出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号）第3条及び北薩広域行政事務組合建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成28年北薩広域行政事務組合告示第7号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月11日

北薩広域行政事務組合
理事長 椎木 伸一



1 工事発注部署	北薩広域行政事務組合 施設管理課
2 工事番号	第1号
3 発注工事種別	清掃施設工事・機械器具設置工事
4 工事名	衛生センター基幹的設備改良工事
5 工事場所	出水市高尾野町下水流3861番地 衛生センター
6 工事概要	衛生センター基幹的設備改良工事の設計及び施工 (1) 現施設概要 北薩広域行政事務組合衛生センター（し尿処理施設） 処理能力 121 kL/日（し尿85 kL/日、浄化槽汚泥36 kL/日） 処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過） (2) 工事概要 施設の延命化及びCO ₂ 削減（削減率20%以上）を実施する基幹的設備改良工事（循環型社会形成推進交付金事業） ※ 詳細は発注仕様書（案）のとおり
7 工期	契約締結日の翌日から令和11年3月30日（金）
8 入札方法	条件付一般競争入札（事前審査型）
9 予定価格に110分の100を乗じて得た価格	予定価格は令和8年10月30日（金）（予定）に組合ホームページに公表する。
10 低入札価格調査制度	導入する。
11 最低制限価格	無
12 入札参加資格要件	入札参加者は単体企業とし、資格審査申請書類の提出日において、以下の要件を全て満たすこと。 (1) 本組合の令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (3) 北薩広域行政事務組合建設工事等有資格者業者の指名停止に関する要綱（平成25年北薩広域行政事務組合告示第11号）に基づく指名停止の措置を受け

ていない者であること。

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 28 条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下、「会社更生法」という。）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下、「民事再生法」という。）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 建設業法の清掃施設工事又は機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を 3 年以上受けていること。
- (8) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過していないものに限る。）かつ有効な「清掃施設」又は「機械器具設置」の総合評定値のいずれかが 1,000 点以上であること。
- (9) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 10 年間に、地方公共団体若しくは一部事務組合が発注し、循環型社会形成推進交付金を活用したし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの基幹的設備改良工事（CO₂削減）又は新設工事を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）として竣工した実績を 1 件以上有すること。
- (10) 建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を本工事の現場に専任で配置できること。また、監理技術者は、「清掃施設」又は「機械器具設置」を保有する者とし、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの工事に関する実務経験を有する者とする。加えて、資格審査申請書類の提出日以前において、直接的かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 他の入札参加者と資本関係又は人的関係が無いこと。
 - ア 資本関係があるとは以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係があるとは以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 一方の会社の役員（社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係が無いこと。
- (12) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

	<p>ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等</p> <p>エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等</p> <p>オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等</p> <p>カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するためにこれらを利用している法人等</p> <p>キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等</p>
13 入札説明書類の公表	<p>(1) 公表日 令和8年6月11日(木)</p> <p>(2) 公表場所 本組合ホームページにて公表する。 http://hokusatukouiki.jp/</p>
14 質問の受付	<p>(1) 受付期限 令和8年6月29日(月)午後5時</p> <p>(2) 質問の方法 電子メールにより提出すること。</p> <p>(3) 提出先 16の担当部署</p>
15 質問の回答	<p>(1) 回答期限 令和8年7月6日(月)</p> <p>※ 質問内容に応じ、随時回答するが、最終回答期限を示している。</p> <p>(2) 回答場所 本組合ホームページ</p>
16 担当部署(事務局)	<p>〒899-0501</p> <p>出水市野田町上名7918番地1</p> <p>北薩広域行政事務組合 総務課 施設整備係</p> <p>電話 0996-68-8856 FAX 0996-68-8754</p> <p>電子メール seibi@hokusatukouiki.jp</p>
17 入札参加資格に関する資格審査申請書類の提出	<p>入札参加者は、下記及び入札説明書類の記載に従い、資格審査申請書類を提出すること。</p> <p>(1) 提出期限 令和8年7月10日(金)</p> <p>(2) 提出場所 16の担当部署(事務局)</p> <p>(3) 提出方法 持参とし、その他の方法は認めない。</p> <p>提出にあたっては、提出日時を必ず電話にて前日の正午までに連絡のうえ、持参すること。</p>
18 入札参加資格に関する参加資格審査結果の通知	<p>(1) 通知日(発送日) 令和8年7月22日(水)</p> <p>(2) 通知方法 審査結果について郵送で通知を行う。</p>
19 見積図書の提出	<p>入札参加者は、入札説明書の記載に従い本工事に関する見積設計図書及び見積書等の資料(以下、「見積図書」という。)を提出すること。</p> <p>(1) 提出期限 令和8年8月28日(金)午後5時</p> <p>(2) 提出場所 16の担当部署(事務局)</p> <p>(3) 提出方法 持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は提出期限内に必着しなければならない。</p> <p>郵送の場合は書留郵便で送付すること。</p> <p>(4) 見積上限額 2,270,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)</p>

20 見積図書に係る改善指示書	<p>必要に応じて、改善指示書を作成し、入札参加者に送付するので、入札参加者は、改善指示書に応じて、改善承諾書を提出すること。</p> <p>(1) 送付時期 令和8年10月2日(金) 予定</p> <p>(2) 提出期限 令和8年10月(中旬) 予定</p>
21 発注仕様書の公表	<p>本組合は、各入札参加者が提出した見積図書を踏まえて発注仕様書を作成し公表する。</p> <p>(1) 公表日 令和8年10月30日(金) (予定)</p> <p>(2) 公表場所 本組合ホームページ http://hokusatukouiki.jp/</p>
22 入札書等到着期限及び提出方法等	<p>本入札は郵便入札にて執行する。入札参加者は、下記及び入札要領書の記載に従い入札書等を提出すること。</p> <p>(1) 到着期限 令和8年11月13日(金) 午後5時</p> <p>(2) 提出場所 16の担当部署(事務局)</p> <p>(3) 提出方法 一般書留又は簡易書留に限る。</p> <p>なお、上記の方法以外で提出された入札書又は到着期限を過ぎて到着した入札書は受け付けないものとし、不受理通知書を添えて郵送により、入札参加者へ返送する。</p>
23 開札日時及び場所	<p>(1) 開札日時 令和8年11月16日(月) 午後1時30分</p> <p>(2) 開札場所 北薩広域行政事務組合 環境センター 2階会議室</p>
24 開札立会	<p>入札参加者のうち開札立会を希望する者は、下記及び入札説明書の記載に従い開札立会申請書を提出すること。</p> <p>なお、開札立会を希望する者がいない場合は、総務課施設整備係以外の職員が立会う。</p> <p>(1) 提出期間 入札参加資格審査結果を受領した日から 令和8年11月13日(金) 午後5時まで</p> <p>(2) 提出方法 電子メールにより提出すること。</p> <p>(3) 提出先 16の担当部署(事務局)</p> <p>(4) 立会者数 各入札参加者から1名とする。</p>
25 入札保証金	免除
26 契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>
27 入札の無効に関する事項	<p>(1) 入札に参加する資格がない者がした入札</p> <p>(2) 入札参加資格のない者又は虚偽の入札参加申請をした者のした入札</p> <p>(3) 2以上の入札書による入札</p> <p>(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札</p> <p>(5) 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札</p> <p>(7) 封筒が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった入札</p> <p>(8) 指定された郵送方法以外の方法で送付した入札</p> <p>(9) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていない入札</p>

	<p>(10) 郵送された封筒に記載の工事名又は差出人と同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札</p> <p>(11) 工事費内訳書が同封されていない入札</p> <p>(12) 工事費内訳書に記載された合計額が入札書に記載された金額と異なる入札</p> <p>(13) 入札書の金額、工事名及び工事場所と工事費内訳書の内容、工事名及び工事場所が相違する入札</p> <p>(14) 民法（明治29 年法律第89 号）第95 条に規定する錯誤による入札であると契約担当者が認めた場合の入札</p> <p>(15) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札</p>
28 落札者の決定方法	<p>(1) 落札者の決定 予定価格の制限の範囲内で、低入札価格調査制度の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上の価格で最低の入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 低入札価格調査 最低の価格をもって有効な入札をした者が、調査基準価格未満の価格であった場合は、入札を保留し調査を実施したうえで落札者を決定する。 なお、調査は「北薩広域行政事務組合衛生センター基幹的設備改良工事入札に係る低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(3) 同一価格者の入札 最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者が2者以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、くじにより落札者を決定する。ただし、同一価格者全員が、現に立会いを行っている場合は、開札会場でくじを引くこととする。ただし、同一価格者が出席しないとき又は出席してもくじを引かないときは、総務課施設整備係以外の職員がくじを引くこととする。</p>
29 契約の締結	<p>(1) 契約の締結 本工事に係る契約については、北薩広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 58 年北薩広域行政事務組合条例第 20 号）第 2 条の規定による組合議会の議決と同時に本契約としての効力を生じるものとする。</p> <p>(2) 契約の無効 当該契約が組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。</p>
30 仮契約書案等の提出	<p>(1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、仮契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。 なお、提出期限までに仮契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。</p> <p>(2) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</p>
31 労務費ダンピング調査の試行	<p>本工事の工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。</p> <p>(1) 理由の確認方法 書面</p> <p>(2) その他</p>

	<p>書面による回答方法については、別途連絡する。同調査の対象となった者は、この調査に協力すること。</p>
32 支払条件	<p>(1) 前払金、中間前払金有り。(ただし、契約書提出時に部分払いか中間前払金のいずれかを選択しなければならない。部分払いを選択した場合は、中間前払金はないものとする。)</p> <p>(2) 部分払いは、1回とする。</p>
33 留意事項	<p>(1) 費用負担 応募申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。</p> <p>(2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻 入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。 なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。</p> <p>(3) 著作権 見積図書の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、本組合は、必要な範囲において、事前に入札参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 特許権等 入札参加者から提出される書類(入札書類を含む全て)において、それに含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。</p> <p>(5) 消費税に関する取扱い 改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。</p> <p>(6) 本組合が提示する参考資料の取扱い 本組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。</p> <p>(7) 入札の延期、中止など 本組合が必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。その場合、入札参加者は損害賠償等の請求はできない。</p> <p>(8) 1者入札の取扱い 本入札の参加者が1者であった場合でも、「入札説明書」に従って、落札者を選定する。</p> <p>(9) その他 その他の詳細は「北薩広域行政事務組合財務規則(昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号)第2条の規定により準用する出水市契約規則(平成18年出水市規則第49号)」、「衛生センター基幹的設備改良工事入札説明書」、「衛生センター基幹的設備改良工事入札発注仕様書(案)」及び「衛生センター基幹的設備改良工事入札様式集」に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。</p>